

国自技第93号  
平成29年8月4日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局技術政策課長

基準緩和認定により緑色点滅灯火の備え付けを認めた誘導車の取扱いについて

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正について」（平成29年7月3日、国自技第48号。以下「改正通達」という。）の発出に伴い、誘導車に緑色点滅灯火を備えることができる要件について、従前の取扱いに加え、道路通行許可において誘導車の配置が条件として付された車両を誘導する場合についても基準緩和認定申請を行うことが可能となった。

これまでに緑色点滅灯火の基準緩和認定を行った誘導車についても当該通達の発出に伴い、下記のとおり取り扱うこととするので管内運輸支局等へ周知されたい。  
なお、取扱いについて疑義がある場合には適宜本省に連絡されたい。

#### 記

改正通達の発出前に緑色点滅灯火の備え付けについて基準緩和認定書を交付された誘導車のうち、基準緩和認定書及び自動車検査証の備考欄に記載された条件について、使用者等から特段の申請がないものについては以下のとおり取り扱うこととする。

1. 「幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超える基準緩和自動車を誘導している場合に限る。」を「幅が3メートル以上のトレーラ、連結時全長が16.5メートルを超える基準緩和自動車を誘導している場合又は道路通行許可において誘導車を配置することを条件として付された自動車を誘導する場合に限る。」と読み替えて適用する。
2. 上記1.のほか「幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超える基準緩和自動車を誘導している場合に限る。」に類似した条件が付されているものについても同様に読み替えて適用する。

以上